

令和7年2月大雪による建物被害等修繕助成事業実施要項

社会福祉法人鳥取県共同募金会

1 目的

令和6年度冬季の大雪により被害を受けた社会福祉施設等の利用者が安心・安全にサービスを受けるために建物及びビニールハウス等の農業用設備を修繕するための助成事業を実施する。

2 実施主体

社会福祉法人鳥取県共同募金会

3 助成事業の内容

(1) 助成について

ア 助成額：総事業費の4/5以内、上限を50万円とします。

イ 助成内容

① 助成対象団体

非営利活動を目的として設立された法人及び団体で、鳥取県内で活動するもの。

② 対象事業

- ・雪害により破損した屋根・庇の修繕工事
- ・就労支援、日中活動等で農作業を行っているビニールハウス倒壊等の修繕工事
- ・その他、雪害により停止しているサービスを再開させるために必要な修繕工事 等

③ 対象期間

助成決定の日から令和7年9月30日（火）までに完了される事業。

④ 申請方法及び受付

別紙様式「助成申請書」及び添付資料を1部作成し本会事務局へ提出してください。

受付の締め切りは、令和7年5月30日（金）とします。

(2) 審査、決定及び精算

ア 審査：原則、書面審査とし本会配分委員会において審査します。また、現地調査を実施する場合があります。

イ 決定：本会会長が決定します。

ウ 交付：助成決定に合わせて送付する「振込口座調査票」の提出を受け、数日後に振り込みます。

エ 精算：事業完了後1か月以内、又は令和7年10月31日（木）のいずれか早い日までに、別に定める「完了報告書」を提出してください。

4 本事業に係るお問い合わせ先

社会福祉法人鳥取県共同募金会（担当：鹿田・福田）

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5

鳥取県立福祉人材研修センター内

Tel:0857-59-6350

Fax:0857-59-6340

E-mail: akaihane@tottori-wel.or.jp